### 最終報告書

## 「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」と「ドメスティック・バイオレンス」

出国:彼女たちが米国に戻った理由 Departure: Reasons for Relocation to the United States

ハーグ条約にもとづく裁判後の生活

Post-Hague: Mother and Children Experiences after Return

大沢真理 (東京大学教授)

髙橋睦子(吉備国際大学教授)

長谷川京子 (みのり法律事務所弁護士)

東北大学 GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」 東京大学社会科学研究所連携拠点

2011年3月

本報告書は、2010年11月に発表された英語版報告書のうち5章と7章を翻訳したものである。 原報告書は、下記の題名である。

Final Report: Hague Convention and Domestic Violence

Multiple perspectives on battered mothers and their children fleeing to the United States for safety (Jeffrey L. Edleson, Ph.D./Taryn Lindhorst, Ph.D.他著)

## はじめに

「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」(以下、「ハーグ条約」)の批准が日本政府に対して、欧米およびオセアニア諸国から強力に求められています。しかし、ハーグ条約とその関連法制度は、DV被害者と子どもの安全を脅かす強い懸念があり、慎重な議論を求める意見書なども出されています。

例えば、「ハーグ条約批准に慎重な検討を求める弁護士の会」は、批准をめぐる問題点として以下を指摘しています。すなわち、返還をめぐる審理で、子どもの最善の利益やDV被害の有無が考慮されないこと、「連去り親」とされる日本人女性の多くはDV被害者であること、日本の従来の離婚案件の処理方法と大きく異なること、子どもの権利条約の趣旨と矛盾すること、条約批准国は欧米とオセアニアに集中し、アジアやアフリカでの批准は一部にとどまり、そして世界の多数の国は加盟しておらず、「日本だけが加盟していない」という認識が誤りであること、です。

ハーグ条約への批准に関し慎重な議論が強く求められることから、2010年7月22日に、ミネソタ大学のジェフリー・L・エデルソン教授と元シアトル大学ロースクール司法研究所所長のスッダ・シェティ博士を招き、国際講演会 "The Hague Convention on Child Abduction and domestic violence —practices and challenges in American society—"を開催しました(科研費プロジェクト「子ども家庭の安全保障:暴力の複合要因分析と社会政策」(研究代表者:髙橋睦子,吉備国際大学)助成、東北大学GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」東京大学社会科学研究所連携拠点(連携拠点リーダー:大沢真理、東京大学)協賛)。

この報告書は、この国際講演会のフォローアップであり、 講演者のお二人が活動する「ハーグ条約プロジェクト(The Hague Domestic Violence Project)」(http://www.haguedv.org)が米国立司法研究所(the National Institute of Justice)に提出した最終報告書から、第5章と第7章を翻訳したものです。(全英文報告書はハーグプロジェクトのホームページからダウンロード可能 http://www.haguedv.org/reports/finalreport.pdf)。

この報告書の抄訳を通じて、日本におけるハーグ条約批准について慎重な議論がおこなわれることに貢献するよう期待すると同時に、この場をお借りし、報告書の日本語抄訳を承諾して下さったエルデソン教授に感謝の意を表します。

#### 資料 (第3章より抜粋)

親と子どもたちについての基本情報は、母親へのインタビューから集められた。表3.1 にあるように、母親たちは一般に30歳代後半で、多くは白人で一人はアフリカ系アメリカ人、6人はヒスパニックであった。この調査では、女性の半数以上が大卒であったが、男性たちはほとんど皆が高学歴であった。米国国外にいた間の就労状況は、女性では半数以下であったが、男性は4分の3が働いていた。米国国外で就労していた女性たちは一般に専門職、管理職あるいはビジネス部門で働いていた。第5章で後述するように、女性が虐待問題に対応するためのリソースを得ようとする際に、教育面での不平等、とくに雇用が問題になった。

表 3 1	この調査における母親・父親の属	1世
1X U.I	とり明白にのいる母和 人材り点	与しエ

属性	母親	父親
年齢 (平均)	37.6 歳	38.9 歳
人種:白人(%)	68.2%	データ無し
大卒/学士 BA 以上の学歴 (%)	54.5%	86.4%
米国外での就労率 (%)	41.0%	77.3%

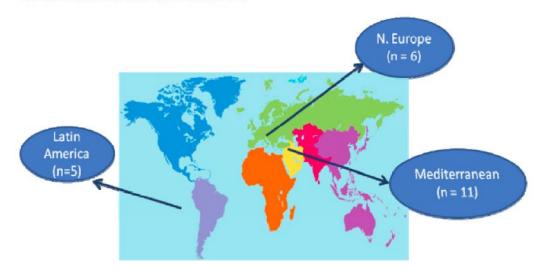
親たちのカップル関係の継続期間は比較的長く、平均して 10.25 年であった。 1名を除いて女性たちは皆、ハーグ申請以前の時点で、子どもの父親とは法的に婚姻関係にあった。しかし、女性たちのうち 6 名(27.3%)は、元夫がハーグ申請を行った時点では、法的に離婚していた。この調査におけるハーグ申請では 45 人の子どもが関わり、約 3 分の 2 は男子だった。平均して 1 件のハーグ申請に 1.81 人の子どもが関わり、家族の構成員数では子どもの数は 1 人から 5 名であった。子どもたちは年少であることが多く、平均で 6.42 歳、全体では子どもの年齢は 1 歳から 15 歳の間であった。

#### 図 3.1 本調査でインタービューした母親たちの地域分布図

地中海(南欧)地域:11人、中欧・北欧:6人、中南米:5人

Figure 3.1

Global Distribution of Interviewed Mothers



## 第5章 出国:彼女たちが米国に戻った理由

この調査で取り上げた女性たちは、みな自分や子どもたちの身に危険を感じ、心底 怯えながら暮らしていた。彼女たちの選択肢は、夫および、彼女たちが暮らす国とそこでの経験によって制約を受け、しかもこうした国々では、ほとんどの人が外部と通信できる手段をろくに持ち合わせていなかった。それでもこうした状況のなか、こうした女性たちは驚くほどリソースを有しており、粘り強く外部からの支援の手を求めてこうした暴力に立ち向かい、居住国内で安全な暮らしを確保しようと努力している。本項では、こうした国を脱出して米国に戻ることを決意した女性たちの決断にかかわる、4つの力学について論じる。その力学とは、(1)パートナーとの関係に終止符を打ち、居住国内での暴力から逃れようとした女性たちの努力。(2)居住国で女性たちが活用したリソース。(3)女性たちが報告している、こうした国での安全な暮らしを阻む要因。(4)個々の女性がこうした国を脱出するのに用いた方法。

### 居住国で夫婦関係を解消しても、暴力は終わらない

調査の対象となった女性たちは、その大半が、暴力をふるうパートナーの行動を変えようと、さまざまな努力をしている。自力でパートナーに抵抗する女性もいれば、第3者をあいだに立てて、暴力をふるう夫に対抗してもらう女性もいる。だが、後述するように、こうした努力はたいてい効果がなく、結局、女性はパートナーの男性から暴力を受け続けるか、逃走を考えるしか手立てがない。調査の対象となった女性のうち6人は、米国に戻る以前に、家を出て夫の暴力から逃れているが、パートナー関係を解消しても暴力をやめさせることはできず、むしろかえって悪化させているケースもある。この6人の女性のうち、3人は米国に逃れる前から離婚手続きに取りかかっており、残りの3人は暴力をふるう夫と離婚してから米国に逃れてきている。これらの事例においては、離婚の成立後も、6人の夫たちは妻につきまとい、身体的暴力を加え続けている。たとえばララは、5年以上におよぶ結婚生活ののち、夫からの暴力に耐えかねて離婚を決意した。しかし元夫からの暴力は離婚後も収まるどころか、さらに激化している。彼女はこう述べている。

離婚を申し立て、夫と別れました。私が別の家で暮らすようになると事態はさらに悪化し、 夫は家にやってきて、私がいないと手当たり次第にものを壊しました。夫がドアを蹴破っ て家に入ってくると、手当たり次第にものをぶちまけるということが2、3度ありました(…)。 前にもお話ししたとおり、状況はさらに悪くなっていきました。これ以上耐えられなくなっ た私が当局に訴えると、夫は息子の目の前でひどい乱暴をするようになりました(…)。い つものようにドアを蹴破って家の中に入ってくると、息子の目の前で私を殴り始めたので す(…)。私が走って電話を取り、警察に通報すると、夫はすぐ出ていきました。それでも、 そのとき以来、夫はもっと激しく私を殴るようになりました。

この国で暮らしていたとき、ララは、物心両面にわたり、また法律面でも、ありと あらゆる手段に訴えて暴力をふるう夫から逃れようと努力し、生活を立て直そうと努 めたが、それでも夫は彼女につきまとい、新居に暮らす彼女に暴力をふるい続けた。 やがてララは、夫の暴力と虐待が息子に与える影響を最も不安に思うようになり、自 分が暮らす町の当局に窮状を訴えた。不幸にも、ドメスティック・バイオレンスの被 害を届け出た当局が積極的に対処しなかったため、夫の暴力をやめさせようとしたラ ラの努力は報われずに終わった。夫から暴力を受けたあと、警察に訴えたときの模様 を彼女はこう語っている。

まず夫を訴えるために警察へ行きました。告訴しようとすると、警察からは訴訟を起こしたいなら赤十字へ行けと言われました。そうすれば暴力で受けたあざについて診断書を作成し、その診断書に基いて訴訟を起こせるというのです(…)。赤十字へ行くと、「いいですか? あなたは出血していません。たしかに殴られてあざがありますが、出血はしていません。診断書を作成するには、目に見えるあざが必要です。あざが見えるようになるまで、あと2日待ってみてはどうですか? そうすればよりよい診断書を作成できます」。私は了解し、2日待ちました。2日後に赤十字を訪れ、暴力を受けたいきさつを話しました。すると赤十字の人間は「いいですか? 暴力を受けたのは2日前でしょう? なぜ今になってからやって来たんです?」と言うのです。私が「2日待てと言ったではありませんか」と答えると、赤十字の人間は「診断書は作れません」と言ったのです。本当に腹の立つ話でした。診断書をもらえなかったのです。そこで離婚の手続きを手伝ってくれていた弁護士のもとを訪れると、弁護士はどうにも手の打ちようがない、と言いました。弁護士の話では、夫がまた私を出血するまで殴るのを待つほかない、というのです。私は心底、絶望しました。

ララの体験は、夫やパートナーの暴力をやめさせるために行政の責任を問う、ほかの国々の女性たちが直面する問題の典型だ。元夫から受けた暴力の物的証拠(体に負ったあざ)があるにもかかわらず、警察も赤十字も、あいだに入って彼女を守り、暴力を止めようとはしていない。それどころか、身体的暴力を証拠立てる診断書を作成しようとして彼女が受けた応対からは、一切の介入の責任を免れようとする行政の姿勢がうかがえる。行政は彼女を保護する責任をとらないばかりか、彼女がもっとひどい暴力を受けないかぎり介入できないと主張しているようなものだ。このララの事例では、出血していなければ暴力とはみなされないので、出血以外の傷は、夫の暴力を阻止する必要があるといえるほど深刻なものではないと言っているようなものだ。ララの体に残ったあざは、夫の問題行動の証拠としては不十分だとみなされている。

ララおよび、ほかの 5 人の女性たちの事例では、いくらパートナー関係を解消しようと努力しても、夫の暴力は阻止できていない。それどころか、彼女たちが別れようと努力すればするほど、男たちは激しい暴力をふるって、彼女たちを自分のいいなりにコントロールしようとしている。こうした女性たちは、居住国内に留まりながら、身の安全を図り、夫の暴力から自分と子どもたちを守ろうとできるかぎりの努力をしている。しかし、残念ながら、こうした努力は夫の暴力を止めるうえで効果をあげていない。

## 居住国で助けを求める

上に述べたララの事例のように、本調査の対象となった女性たちは、さまざまなリ

ソースを講じて暴力から身を守ろうとしている。女性たちの大半(85.7%)は、居住国にある3つの機関のうち、少なくとも1つに連絡している。表5.1は、居住国におけるこうした3つの保護機関と、彼女たちの経験に関連するその他の要素をリスト化したものだ。女性たちが居住国の警察や司法当局に通報したかどうか、ドメスティック・バイオレンスに関連するその他の公的機関の支援を要請したかどうか、状況を打開するため、米国大使館に連絡したかどうかも記載しておいた。また、こうした女性たちが居住国で話されている言語を流暢に話せたかどうか、米国に戻った際の同居者についても記載した。次に、彼女たちが居住国の当局から受けた対応について詳しく述べる。

表 5.1 ドメスティック・バイオレンスに対処するため女性たちが連絡した機関

女性名	居住国の警察	居住国のドメ	居住国の米国	居住国の言語	米国の家族の
	/司法当局に	スティック・	大使館に連絡	を流暢に話せ	もとに戻った
	通報した	バイオレンス	した	たか	/帰国した
		関連機関に助			
		けを求めた			
ベリンダ				√a	V
アマンダ	$\sqrt{}$		$\sqrt{}$	$\sqrt{}$	$\checkmark$
イラナ	$\checkmark$	$\checkmark$		√a	
フィオナ*					$\checkmark$
ララ	$\checkmark$	$\checkmark$		√a	$\checkmark$
ルース*	$\checkmark$	$\checkmark$	$\checkmark$		
ミーガン		$\checkmark$			$\checkmark$
パメラ					$\sqrt{}$
マリーナ	$\checkmark$	$\checkmark$		√a	$\checkmark$
エレン*		$\checkmark$	$\checkmark$		$\sqrt{}$
ケンドラ	$\checkmark$	$\checkmark$	$\checkmark$		
ジェニファー	$\checkmark$			$\checkmark$	$\checkmark$
ケイラ	$\checkmark$	$\checkmark$	$\checkmark$		$\checkmark$
レベッカ*	$\checkmark$	$\checkmark$		$\checkmark$	$\checkmark$
ステファニー*	$\checkmark$	$\checkmark$			$\checkmark$
オースチン*		$\checkmark$		$\checkmark$	$\checkmark$
マルタ*	$\checkmark$	$\checkmark$		√a	$\checkmark$
タマラ*	$\checkmark$		$\checkmark$	$\checkmark$	$\checkmark$
ケイティー*			$\checkmark$	$\checkmark$	$\checkmark$
ケルシー*	$\sqrt{}$		$\checkmark$		$\checkmark$
サンドラ			$\checkmark$		$\checkmark$
ケイトリン <b>§*</b>					
合計	13	12	9	11	18

a米国に移住した女性。したがって母国の言葉を流暢に話せる。

**警察・司法当局への通報** 公式に暴力からの助けを求めた女性たちがまず頼りにした 行政機関は、警察と司法当局だった。本調査の対象となった女性の半分以上(59.1%)

<sup>§</sup>ケイトリンへのインタビューは録音されていないため、インタビューから得たメモはこの表に記載できるほど十分な量ではなかった。

が、暴力に対処するため、居住国の刑事司法制度に助けを求めている。さらに、こうした女性のうち3人は警察に通報することを考えたが、結局は通報していない。自分たちが外国人なので刑事司法機関はきちんと対応してくれないと考えたか、夫が警察官で、警察内部に知り合いがいるため、警察に通報するのはかえって危険だと考えたためだ。結局、居住国に住んでいたあいだ、警察への通報を考えなかった女性は、6人だけだった。

だが驚くべきことに、警察もしくは司法当局に通報した13人の女性のうち、ドメスティック・バイオレンスに対する支援を受けた女性は1人もいなかった。支援を受けられなかった理由はさまざまだが、警察官も司法当局の担当官も、たいていは陰に陽に夫をかばい、暴力を阻止していない。6つの事例で、警察や裁判所は、女性をコントロールしようとする夫に露骨に味方している。たとえばケンドラは夫からひどい暴力を受け、こうした状況に置かれた女性なら誰もがそうするように、警察に通報したと、彼女は語っている。警察が駆けつけると、事態は以下のような展開になったという。

警察はわりと早くやって来ました。たしか、30分以内だったと思います。彼らは私の様子を調べました――やがて事態がのみこめてきたのです。首に手で絞められた跡が残っていたので、私は数日前から、その跡を隠すためにタートルネックの上着を着ていました。すると警察は夫にむかって、私がまだしゃべることができて訴えると言っているから、「やり方が手ぬるい」と話したのです(ケンドラ、嗚咽しそうになる)。

ケンドラによれば、「やり方が手ぬるい」というこの警察の言葉は、夫が彼女をコントロールできないから通報されたのだということを意味している。警察は、暴力的な夫が暴力で妻をコントロールしようとする権利を公然と認め、妻に「しゃべらせない」ためにはもっと手荒な真似をする可能性すら容認しようというのだ。マルタ\*も、夫からの暴力がエスカレートして司法当局に助けを求め、同じように否定的な扱いを受けたことがある。

最初は何もできませんでした。夫はいつも、自分が暴力をふるうのは私に落ち度があるからだと感じるようしむけていたからです。「俺がお前を殴るのはお前が悪いからだ。悪いのはお前だ」そう言われると、何もできませんでした。それでも最後に殴られたときは裁判所へ行きました。暴力を受けたから訴えたいと言うと、裁判所の人間は私をあざ笑い、夫の元へ戻ってやさしくしてやりなさいと言いました。訴えを起こしに裁判所にやってくる女性の大半は、ほどなく保釈金を支払ってパートナーを保釈させることになるからだ、というのです。それで私は訴えを起こすのをやめました。私の手元にあった唯一の証拠は診断書で、そこには私の体に外傷があると書かれていました。私はこの診断書を証拠に訴えを起こすつもりでした。ところが裁判所の人間は(…)私の訴えを取り上げようとはしませんでした(…)。彼らによると、パートナーからドメスティック・バイオレンスを受けたと訴えに来る女性はみな、その後、気が変わり、保釈金を支払って男たちを保釈させることになる。保釈の手続きは面倒なので、あなたもいずれ金を払って夫を保釈させることになるのだから、訴えを起こすのは意味がない、というのです。裁判所の人間は、夫に殴られ

たくないなら、夫にやさしくしてやりなさい、と私に言いました。

マルタ\*は度重なる殴打を受けて現実に絶望し、裁判所に助けを求めたが、彼女に対応した裁判所の人間は、女性たちはみな訴訟を貫こうとはしないので余計な手間になると言って、訴えを取り上げようとはしなかった。マルタ\*の証言によれば、裁判所は彼女の置かれた状況を調べてもいないし、訴訟に替わる暴力への対抗措置を提案してもいない。また身の安全を図るための別の方法を考案する手助けもしていない。それどころか、裁判所の人間は、彼女が夫にやさしく接していないから暴力を受けるのだという見解を伝えている。裁判所の彼女への助言は、態度を改めて、夫に殴られないようにしろ、というものだった。

こうした国々で、刑事司法機関に相談に訪れたケンドラやマルタ\*に対し、訴えを聞いた当局の人間は状況を深刻に受け止めておらず、それどころか暴力をふるう夫の側に立って、暴力の責任を逃れる手助けをしている。ケンドラの場合、司法当局の人間は彼女がいる目の前で、夫に直接、困った事態にはならないと告げている。マルタ\*の場合、裁判所の係官は暴力を招いた責任は彼女にあるとし、夫に責任を負わせていない。この2つの事例は、性差別的な社会制度の最たるものと考えられる。こうした社会のもとでは、身の安全を求める女性の意向は組織的に無視され、女性のパートナーである男性の役割の強化が重視される。

警察の保護を求めて適切な対応を受けられなかったその他の女性たちの場合、性差別はそれほど露骨ではなかったが、それでも当局の対応は問題行動を引き起こした男性に味方する傾向が強い。ステファニー\*は何度も警察に通報し、夫に殴られたと訴えたが、警察を説得して捜査してもらうことはできなかった。彼女はほかの法的措置に訴えて警察に圧力をかけ、対応させるほかなかった。

私は(居住国の)弁護士にことの次第を話し、夫が身体的な暴力をふるうことや、私が警察を呼ばうとしたことを伝えました。また、警察は連絡すると決まって「ご主人と話がしたい」としか答えないことも伝えました。夫は警察と話をして彼らをなだめ、「妻は頭がおかしいのです。何もありません。暴力などふるっていません。彼女は頭がおかしいのです」と言うのです。こうして警察は来てはくれませんでした・・・結局、この弁護士が警察に通報して「この女性の状態を確認しなさい」と告げると、警察は腰を上げたのです。

ステファニー\*は、夫の暮らす国の言語を流暢に話すことができず、自力で警察を出動させて、夫の行動を阻止させることができなかった。彼女はほかの法律専門家を捜して、警察に圧力をかけ、家に呼んで状況を捜査させるほかなかった。残念なことに、捜査にやって来た警察は、彼女の夫を脇へ呼び、「パスポートコントロール」の項で述べたように、子どもたちのパスポートを彼女から取り上げるよう指示した。警察は子どもたちの父親であるこの男性の暴力について取り調べることはせず、彼女が身の安全を図るために何ができるか、助言しようともしなかった。当局がこのように介入しないため、彼女の夫は何をしても大事にはいたらないと確信し、その行動は以前に増して増長した。

この国では、ほかにも何人かの女性が、赤十字について報告しているララの事例同様、警察司法当局に助けを求めたのに官僚的な壁に阻まれている。レベッカ\*が語っているのは、何人もの女性たちが報告している、警察による不介入の壁だ。警察は彼女が身体的に暴力を受けているその場に居合わせなければ、夫婦のあいだに介入できなかった。

警察は「ことが起きてしまったあと」では何もできない、と言いました。警察は、暴力や虐待が実際に起きているまさにそのときに呼ぶほかないのです。(インタビューアー:警察に駆け込む原因となったできごとについて少し話してもらえますか?)私はあの男につかまったのです…家やアパートはすべて石造りです。あの国ではすべてが石でできているのです。男は私をつかまえると、私を壁に叩きつけ、後頭部に裂傷を負わせました。髪の毛は血にまみれてべとべとになり、私は警察に駆け込みました…ところがです…警察の話では、暴力が起きた家に警察が居合わせないとだめだというのです。警察はそのとき、その場で起きたできごとを目の当たりにして、誰が、どのような暴力をふるっているかを目撃しなければならない、というのです。

女性が身体的暴力を受けているまさにその瞬間に電話で警察に通報し、すぐに現場に来させて現場を目撃させるなど、まず不可能だ。暴力の現場を目撃することがこのように重視されていたために、レベッカ\*は警察の支援を受けて身の安全を確保することがきわめて困難になった。この事例からは、司法当局がドメスティック・バイオレンスの存在をなかなか認めようとしないのと同種の、官僚的な壁がはっきりとみてとれる。レベッカ\*のケースでは、ドメスティック・バイオレンスを立証するには、警官が現場を目撃していなければならない。暴力の痕跡(血まみれになったレベッカの頭部)だけでは、確実な対応を引き出すには不十分なのだ。

そのほかの女性たちの事例も、ドメスティック・バイオレンスの確定に司法当局が用いている官僚組織の手順に照らして、「非該当」と判断されている。ジェニファーの場合、彼女は専門職に就いており、彼女の夫とともに市内の富裕層が住む地区に暮らしていた。警察は彼女のケースに関与したがらなかった。ジェニファーは、警察は暴力を貧困層特有の問題と認識しているため、専門職という彼女の恵まれた社会的地位が、救いの手を受けるうえでは障壁になったと考えている。マリーナは、夫からのひどい暴力を受けて意識を失ったが、目立つ場所にあざが残らなかったため、警察からは対処のしようがないと言われている。タマラも2度、警察に助けを求めた。1度目は離婚届けの書類を夫に差し出した夜のことで、夫は怒り狂った。2度目は、その後数週間のことで、夫は彼女の居場所をつきとめては、ストーキングをするようになった。彼女が1度目に助けを求めた夜、警察は彼女が身を隠せるシェルターを捜したが、空いているシェルターはなかった。2度目のときは、警察には夫のストーキング行為に対して何もできない、彼女が滞在している場所の外は公共スペースなので夫はそこを歩く権利があると言った。

多くの場合、暴力から逃れようとする女性たちがまず駆け込むのは警察と裁判所だ。 だがこうした組織は、陰に陽に女性をコントロールしようとして暴力をふるう夫に味 方する場合が多く、暴力に対する官僚の対応がにぶいため、こうした組織は女性の側 に立って、効率よく介入することができない。

出国を決意した、11 カ国の女性たちの味わった経験は驚くほど似通っている――こうした国の警察機構は、夫から暴力を受けている女性とその子どもたちを守る能力がないのだ。

居住国でドメスティック・バイオレンスに関して助けを求める 警察や裁判所が効果のある 介入ができない社会では、半数以上の女性が暴力に対処するためほかの公的機関を頼りにしている。オースチン\*は、夫から激しい身体的暴力を受けたため、幼い娘を連れて家から逃走し、この国にあるドメスティック・バイオレンス用シェルターで数日間暮らした。そのほかの 11 の事例では、女性たちは典型的なドメスティック・バイオレンス対応機関には頼らず、弁護士や宗教指導者、社会サービスの提供者、けがを治療してくれた医療従事者に助けを求めている。こうしたサービスは、概して警察や裁判所よりも女性に対して力強い味方になってくれる。とりわけ親切なのが、こうした国々の弁護士だ。これらの女性のうち8人によると、彼女たちが駆け込んだこうした(警察や裁判所以外の)保護機関は、女性たちに共感してくれ、暴力に対処する支援をしてくれたという。

だが、女性たちが駆け込んだ保護機関のなかには、警察同様、暴力をふるう男性の 責任を追及しない、旧態依然の問題を抱えているところもあった。その結果、こうし た保護機関は女性たちを助けて、彼女たちとその子どもの身の安全をきちんと確保す ることができなかった。ステファニー\*はある調停サービスを受けたときの経験につい て以下のように語っている。警察は、この調停機関なら、ステファニー夫婦が抱えて いる問題を協議するうえで大いに助けになるのではないかと勧めた。

その調停者には一度だけ会っています。私たちは何度も予約をしてこの調停者に会おうとしました。ところが夫は、体の具合が悪いとか、夜遅くまで仕事があるとか理由をつけて、こうした調停を避けてきました。私が手にしたのは欠席の理由を述べた書類だけでした。私はいつもこうした書類をすべて持ち歩いています。書類は夫の直筆でサインがしてあり、自分が調停に出席できない言い訳や、予約した調停の席に私たちが出席できない言い訳が述べられています。一度だけ会った調停者は、私たち夫婦がたくさんの問題を抱えていると述べ、夫には心理学者から診察を受けるようすすめ、私たち夫婦は家族セラピーを試したほうがいいと言いました。夫はそうした忠告には一度も従いませんでした。そんなことをしている時間がない、と言いました。自分は心理学やセラピーなど信じない、受けるつもりもない、誰の指図も受けない、とも言いました。その言葉通り、夫は誰の言うことも聞きませんでした。こうして夫が3度続けて調停を拒否すると、調停者は調停をやめました。電話もかかってこなくなり、手紙も来なくなりました。調停者は一度も私に手紙をくれず、電話をかけてきて「奥さん、お話があります。調停をやめることに同意されますか? ご主人があれこれ述べている欠席の理由は本当ですか?」と訊ねることもありませんでした。ただやめてしまったのです。彼らは何もしてくれませんでした。

この事例には、暴力から身を守ろうと警察に助けを求めた女性たちが遭遇したのと 同じ苦難が語られている。調停者はこの夫婦がさまざまな問題を抱えており、さらな る支援(とりわけ夫に対して)を必要としていることを見抜いたが、こうした判断が つぎの行動につながることはなかった。現に、これ以上調停を続けることを拒んでも、 夫は何の制裁も受けず、調停サービスは夫婦への連絡を絶っている。ステファニー\* は警察と調停サービスに助けを求めたが、そのいずれも暴力に対処する手助けをして くれなかったわけだ。こうした努力を続けたのち、彼女は「絶望し、立場が微妙にな った」と語っている。今や夫が、制裁を恐れることなく、彼女を心身両面で自分の言 いなりにできるようになったと考えるようになったからだ。

これらの女性のうち 5 人は、自分たちが置かれた状況についての理解が、暴力の被害者であるという自覚につながらず、ドメスティック・バイオレンスに対処する機関に相談していない。とりわけ、これらの女性のうち 2 人は、ドメスティック・バイオレンスについて述べたパンフレットを偶然手にするまで、暴力を受けていると自覚したこともなかったと語っている。この女性たちは、暴力の被害者だという自覚がないので、ドメスティック・バイオレンスの被害女性のためのプログラムに助けを求めていない。

居住国の米国大使館に連絡する 女性たちのうち 9 人は、居住国の米国大使館に直接連絡し、助けを求めている。こうした女性たちに対する大使館の対応はまちまちだ。ケンドラは、ドメスティック・バイオレンスは個人の問題であって、大使館が対処できる問題ではないと言われた。サンドラも夫と激しい口論を交わすなか、大使館に電話で相談しているが、何もしてあげられない、と告げられている。4 つの大使館が、彼女たちの抱える問題がハーグ条約に直接関わるものだとアドバイスしている。タマラ\*のケースでは、彼女の母親がその国の米国大使に相談すると、大使はこう語ったという。

「それが私の娘なら、ここから逃げ出すでしょう」。こうして弁護士と大使の意見を聞いたうえで、私は母とともに出国しました。でも事実は違いました…法律はすみずみまで完璧に理解しておく必要があります。私は子どもの親権があるかぎり(現に私は、暴力をふるう夫と離婚したのち、居住国の裁判所から子どもの親権を与えられています)、出国できると思っていました。でもそうではなかったのです。

タマラ\*の子どもたちは、もと居住国の夫の元に連れ戻され、タマラ\*は親権を取り戻すため、数年がかりでこの国で裁判を起こしている。エレン\*も、彼女が居住していた国にある米国大使館から、暴力をふるう夫から逃れるために同様のアドバイスを受けた。いずれの女性の場合も、米国の法廷の判事は、夫の同意がなければ、子どもたちをこれまでの居住国から出国させることはできないと言って、子どもたちを夫が暮らす国に戻すよう命じている。どちらの女性も親権をめぐる審問会で、誘拐犯とみなされ、非難されている。今になってみれば、2人はともに米国大使館の係官がハーグ条約をよく理解していて、異なるアドバイスをしてくれたらよかったのに、と思っている。とはいえ2人が、異なるアドバイスを受けても国外に脱出する決意を変えたかどうかは分からない。

アマンダのケースでは、米国大使館が決定的な役割を果たして、彼女が子どもを連

れて米国へ逃れる手助けをした。彼女の夫は、国外へ出ることはできない、と彼女に告げてから、彼女と子どもたちのパスポートを隠してしまった。アマンダは持ち前の粘り強さを発揮して、夫の外出中に米国大使館に連絡し、新たに自分と子どもたちのパスポートをつくる手続きを開始した。彼女が夫から暴力を受けてけがをし、入院すると、米国大使館の係官は書類を要求し、彼女のけがが狂言ではないか確かめるよう医師に依頼した。彼女の話に信憑性があることが確認できると、大使館のスタッフは彼女を米国に戻す手続きに取りかかった。以下にアマンダが述べているように、大使館の係官の1人は、夫の暮らす国から米国に戻るまでの旅程を入念に計画した。

(空港には)大使館の係官が来ていました。これに先立って、この係官からは「空港に着いたら、まっすぐカウンターへ行きなさい」と言われていました。2 日前の夜、私たちはすでに計画を練っておいたのです。この係官が私の航空チケットとパスポートを用意してくれていました。(…)私たちにチケットを渡すと、係官は私のもとにやって来て、「今すぐゲートを抜けて搭乗手続きをしなさい。ここで待っていてはいけない。飛行機に搭乗したら私に電話しなさい」と言いました。(…)ゲートをくぐると、私たちはすぐ搭乗手続きをさせられました。(…)飛行機が着陸すると、職員が(アマンダに)「前の方に来てください」と告げ…(私は恐怖のあまり)逮捕されるのではないかと思いました。でもそうではありませんでした。すでに米国大使館が私たちの世話係を用意してくれていたのです。航空会社の職員が、私たちを乗せるカートを待機させていました。人を移動させるのに使う、あのカートです。それから彼らは(…)急いで私たちを裏側のエレベーターに乗せ、私たちを連れていきました。そこで私たちはパスポートを受け取り、すぐに飛行機に乗せてもらいました。飛行機の離陸準備が整う(…)前に、搭乗を許されたのは私たちだけでした。それで、私たちはすぐさま飛行機に乗せられました。私が飛行機に乗るとすぐに(米国大使館の係官が私を安心させるために)私に電話してきました。

この証言からは、居住国で身動きがとれずにいる女性たちを救うために、米国大使館の職員がいかに重要な役割を演じているかがよくわかる。アマンダのケースでは、米国大使館の係官が、パスポートを入手する手助けをしただけでなく、彼女が子どもたちとともにすみやかに米国へ移動できるよう手配し、乗り換え空港でスムーズに乗り換えができるようにしている。この米国大使館の行動によって、アマンダは無事、夫の元から逃れることができたのだ。

異なる3つの保護機関(刑事司法機関、ドメスティック・バイオレンス関連のプログラム、米国大使館)には、共通した1つのパターンが見てとれる。22人の女性のうち19人は、自らが居住国の、最低でも1つの公的な保護機関に、ドメスティック・バイオレンスの窮地から救ってもらおうと懸命にアクセスしているのだ。13人の女性は、身に降りかかっている暴力から逃れようと、1つ以上の公的保護機関に助けを求めている。これらのことから明らかなのは、女性たちが居住国で置かれた状況を打開しようと、さまざまな努力をしていることだ。刑事司法制度にかかわるケースでは、身の安全を図ろうとするこうした努力が、陰に陽に女性ではなく暴力をふるう男性の肩を持とうとする警察や裁判所の行動によって、台無しにされている。女性たちは、刑事司法制度以外で、支援を得るのに成功しているが、獲得できた支援はこの国で安全に

暮らせると確信できるほど十分なものではなかった。彼女たちがこの国で身の安全を確保できなかった理由の1つとして、女性たちが直面するその他のさまざまな壁の存在があげられる。

### 居住国での安全な暮らしを阻む、その他の障壁

これまでこの報告書で紹介した(警察の無能力さなどの)障壁以外に、夫の居住国で暮らす女性たちは、自分と子どもたちの身の安全を確保するうえで3つの困難な領域があると述べている。その3つとは、言語という障壁と、居住国の離婚法から生じる問題、そして市民権にかかわる問題だ。

**言語という障壁** 米国に移住していた(それゆえ居住国の言語を流暢に話せた)女性を除けば、居住国の言語をきちんと話せた女性はわずか 5 人 (29.4%) しかいなかった。言葉を流暢に話すことができなかったため、こうした女性たちは、これまで紹介した事例(とりわけエレン\*とステファニー\*の事例)で見たように、社会から孤立し、夫たちは妻たちがうまく話ができないことにつけこんで、彼女たちが助けを求めた公的な保護機関に提供する情報を勝手に改竄している。こうした女性たちにとっては、ほかにも言語の読み書き上で問題があったことがあきらかになっている。たとえば、何人かの女性たちが居住していた国では、ラテン文字を使わないアルファベットが用いられていた。ある女性は、居住国の言葉を話すことはできたが、読むことができず、電話帳に載っている連絡先すら確認できなかった。2 人の女性は、離婚や親権、子どものもとへの訪問権、国外へ逃れた彼女たちを相手取って夫たちが起こした誘拐の訴訟に関する裁判手続きの翻訳を受け取ることができなかった。

場合によっては、女性の弁護士が人を使って、裁判所で進行中の事態を耳打ちすることもあったが、彼女たちに対して正式な通訳は行なわれていない。本調査の対象となった女性たちの大半は、居住国の公的な保護機関とも、隣人など私的なネットワークとも、きちんと意思を通わすことができなかった。

居住国の法律から生じる問題 女性たちが居住していた国のなかには、伝統的な家父長主義の慣習に深く根ざした法律を採用している国もある。たとえば、2 人の女性の報告によると、その国では女性が話すことを禁じられていて、法廷で証言することを認められず、他方、夫たちは公判中、自由に話をすることができたという。国によっては、ハーグ条約を締結していながら、米国で認められているような法的救済策のない国もある。たとえば、2 人の女性の報告によると、彼女たちが居住していた国には、配偶者に対して接近禁止令を出す制度がなかった。またサンドラのケースのように、接近禁止令を出すのに必要な条件がきわめて厳格な場合もある。サンドラの報告によれば、彼女が居住していた国では、夫から(「切りつけられる」など)身体を傷つけられないかぎり、裁判所の接近禁止令は取得できないという。サンドラの夫は、彼女とその家族にたいして心理的暴力があったが、誰かを殴ったりはしなかったという。彼女が述べているとおり、これでは制度上、夫に対する接近禁止令を取得することは不可能だった。

私は(居住国で)生活し、仕事を続ける方法を模索しました…でも、この国には接近禁止令というものがありませんでした…私は法的保護を受けながら、あの国に留まり、仕事をしたかったのです…出国したくはありませんでした…でもそうした目的は達成できず…分かりますか…仕事を見つけたかったし…身の安全を確保したかった(…)でも接近禁止令が取得できない以上、夫婦として暮らしていた家で暮らす権利を夫から奪う方法はないので、私はもうこの国では暮らしていけないと思いました。

サンドラ以外の女性たちも、居住国で離婚手続きを進める際に、さまざまな困難があったと述べている。国によっては、「無過失」離婚を認めない国があり、夫婦のうちの一方が不当な扱いをうけたことを証明しなければならない。こうした国の男性はこの地位を断固として手放したがらない。たとえば、タマラ\*は、夫の暴力を理由に離婚を申し立てた。ところが夫は、彼女が子どもたちを「誘拐した」悪い母親であるとして、逆に彼女を訴えた。彼女はハーグ条約にもとづく申請を受けて、子どもを返すほかなくなった。

ベリンダは長年、夫からの暴力に耐えてきた。彼女は困難な状況に置かれていた。 彼女は中南米のある国で結婚し、別の中南米の国で夫と暮らしていた。こうした事情 により、彼女は居住国で離婚することができなかった。彼女はこう語っている。

夫に殴られて、(居住国の)弁護士に相談しました。弁護士に離婚したいと伝え、どうすればよいか訊ねました。弁護士の話では、私たち夫婦は(別の国で)結婚しているため、(現在の居住国で)離婚することはできず、離婚するにはその国へ戻らなければならない、とのことでした。ところがその弁護士によると、(結婚した国の)法律では、離婚するには夫と2年別居していなければならないというのです。こうして私はにっちもさっちもいかなくなりました。(別の国で)結婚したために、(居住国では)離婚できず、かといって、(別の国で)夫と同居しながら、どうやって離婚できるというのでしょう。(…以前)私は夫のもとには戻らないと告げ、離婚したいと伝えました。夫は離婚を認めない、と言いました。

ベリンダは現在の居住国で離婚することができず、また彼女の夫は、結婚した国が 定めている2年間の別居に応じようとしていない。結局、ベリンダは6歳になる娘と ともに、自分の家族が暮らす米国に戻って来た。ベリンダの家族は彼女の窮状を聞く と、米国で離婚手続きを進められるよう、同居させた。家族が暮らす州では、ベリン ダは夫と6カ月間別居していれば、離婚することができた。

移民という立場 女性たちの何人かは、移民であるために、居住国で権利を制限されるという別の問題に直面している。こうした女性の多くにとって、その地位は結婚生活によって左右される。結婚生活を続け、夫と暮らしているかぎり、彼女たちはその国に滞在できる(だが、たいていは働けない)。だが夫と離婚してしまうと、居住国でのこうした女性たちの立場は以前より不安定になる。たとえば、タマラ\*は、ある国で結婚し、その国で10年間、夫と暮らした。だが夫と別居すると、彼女が引き続きその国に居住できるかどうかが危うくなった。

(夫とは)結婚していたので、私はこの国で暮らすことを認められていました。ところが、私たちが別居すると、当局は私が引き続きこの国で暮らしてもよいかどうか、決める必要があると言いました。結局、私は暮らしてもよいことになりましたが、その理由のひとつは、私に子どもがいたからです。それでもまず、私は仕事を見つけなければなりませんでした(…)。やがて私は仕事を見つけ、今もその仕事を続けています。(…)こうして仕事が見つかると、グリーンカードというんですか、労働許可証をもらったのです(…)。当座は何の問題もありませんでした。労働許可証があるかぎり、私はこの国で仕事に就き、離婚をしていても、この国に滞在することを認められます。

タマラ\*が夫と別れ、その後の離婚調停中も居住国に滞在する権利を確保できたのは、 仕事を見つけたからだった。タマラ\*は居住国の言語を流暢に話し、仕事を見つけるこ とができたが、もし彼女がこうした言語能力の持ち主でなかったら、離婚後、この居 住国に滞在し、子どもたちのそばで暮らすことはできなかったかもしれない。そのほ かの女性たちの場合、幼い子どもたちを育て、居住国の言語をうまく話すことができ ず、就労を認めないビザを所有していることは、すべて就職の障害となり、自力で収 入を確保して状況を打破することの妨げとなった。

最後に、一部の女性は、移民という立場のゆえに、居住国で保護機関を頼ることができなかった。3人の女性たちの報告によると、彼女たちはドメスティック・バイオレンスに対応する機関から、市民権がないので保護の対象にはならないと告げられたという。その機関のスタッフは、その国の市民権を有する女性たちのニーズに応えるサービスを十分に提供できなくなるという資金的な制約があるので、市民権をもたない女性へサービス提供ができないと説明した。このような場合は、女性たちがドメスティック・バイオレンス関連機関に助けを求めたとしても、居住地における移民であるがゆえにサービスを受けられない。

こうした国々に住む女性たちは、自分と子どもたちの身の安全を確保するうえで、いくつもの大きな障害に直面している。女性たちの多くが公的な保護機関に訴えて、夫の暴力をやめさせるよう、さまざまな努力をしているが、彼女たちがそうした行動をとったのは、言語と法律の壁に阻まれて、居住国に留まり、自分と子どもたちの身の安全を確保できなかったからだ。度を越した夫の暴力、女性たちと子どもたちの身の安全のために動いてくれる保護機関の欠如、そしてこうした母親の前にたちはだかるさまざまな障害のゆえに、本調査の対象となった女性たちは、暴力から逃れるうえで必要な安全と支援を一番確実に与えてくれそうな米国に戻る決意を固めたのだ。事項では、こうした女性たちが居住国から脱出した方法について述べる。

### 女性たちは居住国からどのように脱出したか

こうした女性たちが受けた暴力は、生命を脅かすほど過酷なものだったため、彼女たちの多くは、夫から逃れる方法を見つけることが、命がけの行為であることを理解していた、と語っている。女性たちはみな、夫の行動や、保護機関、行政の支援の頼りなさを考えて、子どもを連れ、安全に暮らせる場所を見つけようと決心している。すでに本章の表 5.1 で述べたように、ほとんどすべての事例において(22 事例中 18事例、81.8%)、女性たちは自分の家族、それも多くの場合、両親と暮らすために米国

に引っ越している(14人の女性)。女性が家庭内で暴力を受けた場合、その女性の家 族に助けを求めると考えるのが当然であり、こうした行動が勧められる。だが国と国 との関係でみると、支援の手を差し伸べる家族と暮らそうとするこうした決断は、ハ ーグ条約にもとづく申請を引き起こし、子どもを連れて出国した親には「誘拐犯」の レッテルが貼られる。暴力を受けた女性がよく受ける「なぜ逃げないのか」という質 問は、ハーグ条約の審理の場では逆転し、「なぜ逃げたのか」という質問になる。女性 たちは実にさまざまな方法で、居住国から出国している。ある女性の居住国を出国し たいきさつは分からない (ケイトリン\*)。また別の女性は、本調査の対象となった女 性たちとは異なる境遇のもとに置かれていた。オースチン\*は、夫から暴力を受けたあ と離婚し、幼い娘を連れていったん家を出て、ドメスティック・バイオレンス・シェ ルターに移り住んだ。オースチン\*は、離婚後もこの居住国に留まって、面会命令に従 ったが、健康状態がひどく悪くなったため、幼い娘を連れて、治療のため米国に移住 した。彼女は娘の親権を持ってはいたが、暴力的な夫から、出国する許可を得ていな かった。夫は「出国許諾権(Ne~Exeat)」と呼ばれる、彼の子どもが居住国から出国 することを許可したり拒否したりする権利を持っていた。彼女が娘とともに米国に到 着すると、夫はハーグ条約にもとづいた申請を行い、米国の裁判所は、元の居住国が 娘の本来の居住地だとして、娘を帰国させた。

オースチン\*の場合は、暴力が原因ではなく、健康上の理由からやむを得ず出国を決意したという点に特徴がある。そのほかの 20 の事例では、女性が居住国を出国した理由はドメスティック・バイオレンスだった。居住国からの出国に見られる 4 つの基本的なパターンを表 5.2 に掲げておく。

表 5.2 女性たちが居住国から出国するのに用いた手段

なりゆき任せで飛行	逃走を計画した	戻らないつもりで米	すでに米国に帰国し、
機に乗った		国行きを手配した	居住国には戻らない
			ことにした
ジェニファー	ケンドラ	レベッカ*	フィオナ*
タマラ*	ルース*	パメラ	ケイティー*
サンドラ	ミーガン*	ララ	ベリンダ
エレン*	マルタ*	ステファニー*	ケルシー*
ケイラ	マリーナ		
	アマンダ		
	イラナ		

**なりゆき任せで飛行機に乗った** 何人かの女性は、暴力という非常事態に直面し、後先 のことをろくに考える暇もなく、いきなり出国するほかなかったと語っている。こう した女性たちは、数分から数時間のうちに暴力をふるう夫と住んでいた家を出て、数 日から数週間のうちに居住国を出国している。たとえば、ジェニファーは、生まれたばかりの赤ん坊ともども、ひどい暴力を受けたあと、次に取るべき行動を瞬時に決定したと語っている。

そうして病院から帰宅すると、最後の祝福 — 一種の神の恵みだったのでしょう — が待っていました。夫が私を階段から突き落とし、3日前に生まれたばかりの赤ん坊を抱えた私を窓から放り出したのです。私は3歳の子どもの手をつかむと車に乗り、その場を立ち去りました(…)私は(隣国の都市)まで行きました。服は着ていましたが、生理用ナプキンは今着けているものしかありませんでした。おむつも1枚もありませんでした(ホテルの従業員からは空き部屋が1つもないと言われました)それで私は文字通り、おむつ袋と財布を手に、2人の子どもを抱え、ひたすら泣きました(…)するとみやげ物屋の女性が…フロントデスクの脇にあるみやげ物屋の女性が出てきて、私を気の毒に思って…ホテルの従業員に話をしてくれて(…)もちろん、5分ほどでホテルの部屋は見つかりました(…)魔法のようなできごとでした。翌日、その女性がやって来て、おむつや生理用ナプキンなどを満載した乳母車を届けてくれたのです。その女性は、私が何を必要しているか、ちゃんと分かっていたのです。

ジェニファーの体験談からあきらかなように、何人かの女性は深刻な暴力を受けたあと、次に取るべき行動を即座に決めなければならなかった。ジェニファーには手持ちのお金があったので、数日中に出国する準備に取りかかることができた。彼女は車で隣国まで行き、次に取るべき行動を考え、その一方、その国で見知らぬ人から、予想外の支援の手を差し伸べられた。この国で数日過ごしたのち、ジェニファーは米国に住む両親の元へ戻る手配をすることができた。タマラ\*も、夫に離婚届を渡したその日に暴力を受け、同様のジレンマに直面していた。ジェニファーと違って、タマラ\*には引き出せるお金がなく、急な逃走にともなう厳しい暮らしに耐えなければならなかった。

とにかく、私が離婚を申し立てたため、(銀行)口座は封鎖されてしまいました。私たち 5 人(子どもと母親、そして私)は凍えそうに寒い土地に来ていました。家から車に乗って逃げてきたので、私には車がありましたが、ほかには何もありませんでした。着替えもなく、パスポートを持ち、子どもたちだけを連れて逃げてきたのです。

実際、タマラ\*は「着の身着のまま」の状態で、激高して暴力をふるう夫から逃れた。 こうした状況に置かれた女性たちは、身の安全を確保し、場合によっては降りかかる 激しい暴力から生き残りを図るために、即座に決断を下さなければならない。ジェニ ファーとタマラ\*の証言からは、事例としてとりあげた、こうした危うい環境のもとで 逃走を余儀なくされた女性たち5人の味わった、切迫した状況が如実に伝わってくる。

**逃走を計画した**暴力を受けて逃走するほかなかった女性たちとは対照的に、ほかの 7人の女性たちは数カ月から数年かけて、安全に米国に逃れる計画を入念に立てている。 アマンダの証言は、こうした逃避行の典型的な流れを伝え、子どもを連れて逃走する ために彼女が立てた周到な計画を詳しく説きあかしている。以下に述べる逃避行に先立って、3 つのできごとが起きている。まず彼女の夫は、家族が到着すると、そのパスポートを破り捨て、これからはこの国にずっと住むのだと告げている。次に彼女は、夫と激しい喧嘩をしたあと、彼からナイフで切りつけられ、入院している。最後に夫は、彼女が病院から退院した数日後、この国の僻地にある村に家族を移住させる決心をしている。(すでに述べたとおり) アマンダは、米国大使館と連絡を取る方法を見つけただけでなく、入念な出国プランを立て、実行段階に入ると、そのプランをさらに周到なものにしている。

(夫が2日後に旅行に出ると話しているのを小耳にはさんだと、米国大使館の係官に伝 えました)。すると(米国大使館の係官は)「ご主人が旅行に出るのは間違いありません か」と訊ね、「もう一度確認したほうがいいですよ。チャンスは一度だけですから、失敗は 許されません」と言いました。(…こうして私は車で4時間かかる空港までの道順を確認し ました)。通りがかったタクシーをつかまえ、前部座席に乗り込んで「(空港まで)行ってく れる?」と訊ねると、運転手は「いいですよ」と答えました。私はその国の言葉を流暢に話 せたので(…)、空港までいくらかと訊ねると、運転手は 120 ユーロだと答えました。 あまり お金のなかった私は(彼女の夫は彼女にほとんどお金を渡していなかった)それだけの お金を少しずつ貯めておきました。それでも私は貯めただけのお金に、子どもたちのお 金も加えました。(…)私は2つの小さなバックパックを手に入れていました。すべてを用 意したのです。店へ行き、バックパックを1つ手に入れると、その中にスナックを入れまし た。もう1つのバックパックには、子どもたちの身の回りの品物を入れました。私は子ども たちのために何も用意することなく(米国に)戻ってきました…ほかに方法がなかったから です。子どもたちが学校に行くように見せかける必要があったのです(…)。こうして(タク シーが待っているはずの)街角まで行くと、タクシーが現れるよう思わず神に祈りました。 やがて 2 分後、タクシーがやって来ました。すべてが順調に運んでいるように見えました。 すべてが私の立てた計画どおりに進んでいました。誰かに見られないかと不安でした。 あの村では誰もが顔見知りだったからです。そしてタクシーが来て私たちを乗せると、私 は子どもたちに「横になりなさい。眠たいでしょ」と言いました。でも本当は子どもたちを隠 していたわけです。(タクシーの運転手)は空港を目指しましたが、私は内心、この運転 手に行く先を知られて構わないかどうか、迷いました。そして空港のほんの手前の、道路 の反対側にホテルがあったので、「あのホテルに一泊するの。それから2日後に島へ行く の」と運転手に言ってから「道路の向こう側で下ろしてちょうだい」と告げました。運転手 は言われたとおりにしました。(私の娘は)心底怯えていました。娘は目を丸くして「パパ はどこ? 見つかったら怒られる」と言いました。そこで私は「大丈夫よ、パパは2日だけ なら行っておいでと言っていたわ。あなたの(親類)が病気なの。だから2日だけ旅に出 るのよ。パパは行っておいでと言っていたわ。だからこうして飛行機のチケットを持ってい るのよ。ね?」。(米国大使館の係官は)私のためにチケットを用意してくれていて、パス ポートも手配してくれていました。係官がどうやって私たちの写真を手に入れていたかと いうと、出国予定日の1カ月か6週間ほど前、私は夫に買い物に行くと言って町へ行き、 パスポートの発行所を見つけると大急ぎでそこへ行き、写真を撮ってもらったのです。写 真は肌身離さず持っていました。

アマンダの証言は、子どもたちと無事、米国に戻るために必要な段取りをつけるまでに彼女が払った入念な努力を詳しく伝えている。彼女は、偶然耳にした、夫が家を留守にする時期の数カ月前から計画を立てていた。ほかの 6 人の女性も同様の手続きを踏んで新しいパスポートを入手し、お金を貯め、空港への行き方を確認し、子どもたちを無事出国させることに成功している。

**戻らないつもりで米国行きを手配した** この 4 人の女性の場合、夫たちはいずれも彼女たちが短期間だけ、たいていは家族に会いに米国に帰国する計画を立てていることを知っており、帰国を認めていた。ところが女性たちは、米国に帰国したら、もう元の居住国には戻らないつもりでいた。夫の暴力から逃れるため、女性たちは本当の意図を明かしていなかったのだ。レベッカ\*は、自分が子どもたちと米国に一時帰国するのをどうやって夫に許してもらったかを述べた際、この帰国のプロセスについて説明している。夫婦が夫の国へ移住した直後、夫が彼女の出国を強制的に停止する命令を入手すると、その数カ月後に彼女はこの米国への旅を決行した。この数カ月間、夫の暴力はエスカレートし、彼女に何度も身体的暴力をふるった。

私が夏のあいだ、子どもたちを連れて米国に帰国したいと言うと、夫は1カ月で戻ってくるなら帰国してもよいと答えました。でも、私が戻らない場合には、ハーグ条約違反のかどで私を訴え、誘拐の罪で告訴すると言いました。それで私は心配することはない、かならず(居住国へ)戻ると答えました。やがて米国に戻った私がすぐ、離婚と暫定的監護権を申し立てると、夫はハーグ条約にもとづいて私を訴えました。

レベッカ\*は戦略的に、彼女が子どもと米国に帰国するのを認めるにあたって夫が提示した条件に従うと言った。彼女が米国に帰国するなり、夫婦は数年間にわたってハーグ条約をめぐって裁判で争い、結局、控訴裁判所は子どもたちを父親の国に戻すよう命じた。このグループのほかの女性たちも、同様の経験をしたことを語っている。彼女たちも戦略的に家族に会いに米国に帰国する計画を立て、夫の命令に従うふりをし、実際には居住国に戻るつもりがないのに、短期間で戻ると夫に信じさせたのだ。

**すでに米国に帰国し、居住国には戻らないことにした** ほかの 4 人の女性は、すでに米国に帰国しており、居住国には戻らない決意をしている。たとえば、ケイティー\*は、末期症状の親族の世話をするために、娘とともに米国に戻った。米国に帰国するなり、夫の自分への接し方が病的で高圧的であることを見抜いていた彼女は、居住国に戻らないことにした。フィオナ\*も夫が失業したために米国に留まり、戻らないことに決めた。彼女は米国に留まることを決意するに至った経緯を次のように語っている。

(夫が勤務先をクビになり)、帰国に向けて準備しました。暮らしているのは外国ですし、 私たちはみな米国市民で、私は妊娠しており、しかも夫は失業しているのです――大変 な事態です。夫の失業は今に始まったことではありません。この 20 年間で 28 回も転職し ているはずです。(…)あるとき私たちは、このままでは先行きろくなことはないと話し合い ました。私たち4人は米国人でありながら、ヨーロッパに暮らしていて、6カ月の雇用契約 が打ち切られたいま再就職できる見込みはなく、将来のめどが立っていないのです。米 国に戻って住まいを見つけ(…)私の両親と一緒に暮らしたほうがよさそうでした(…)私 たちは米国に帰国するための航空チケットを探し始め(…)米国に戻りました(…)居住国 に戻る航空チケットは持っていましたが、私たちは米国で暮らすつもりでした。夫は履歴 書をあちこちに送り、職探しを始めました。もし仕事が見つからなかったら、私は米国に 残り、夫には以前の居住国に戻って仕事をさがしてもらい、仕送りをしてもらうことにしま した(…)こうして夫は(元の居住国へ)戻っていきました。夫には、あなたの生活が落ち 着くまで私はあの国には戻らない、と言いました。すると夫は、様子をみようと言いました (…夫は元の居住国へ戻りました)。私たちはよく連絡をとり合い、私は夫に「職探しの見 通しはどう? 何か仕事は見つかった? これまでの経歴にふさわしい仕事は見つかり そうなの?」と訊きました。すると夫はひとつ仕事の話がある、と言いました――以前と同 じ短期の仕事だが、採用になるかどうかはまだわからない、とのことでした。それから夫は 私に、お前はこれからどうするつもりだ、と訊きました。それで、前にも言ったとおり、あな たの暮らしが落ち着くまでそちらには戻らない、と言いました――なによりも今回は―― 夫がそばにいないので、ほっとしていました。私は夫にこういいました。危害を加えないと 約束して、私たちはカウンセリングを受ける必要がある、それにきちんと仕事を見つける まではそちらには帰らない、と。(…この電話のあと、夫からは)ぷっつりと連絡が来なくな りました。なしのつぶてです。一切連絡をよこさなくなりました。そのあとで(…)米国の裁 判所の執行官が両親の家にやって来て、私たちのパスポートを没収していきました。こ のとき初めて、ハーグ条約のことを知りました。

夫が転職を繰りかえすたびに米国とヨーロッパを何年も行ったり来たりし、身体的暴力や、ときには殺すと脅されるなど精神的暴力を与えられたすえに、フィオナ\*は米国に留まる決心をした。決意を促した最大の要因は、夫が危害を加えないと約束することも、夫婦関係を改善するためカウンセリングを受けることも拒んだからだった。フィオナ\*の証言には、本調査の対象となったほかの3人の女性――いずれも米国に留まり、元の居住国へは戻らないことにした女性たち――の証言と共通点がある。彼女たちは夫の暴力から逃れるために米国に帰国したわけではないのだ。むしろ、このグループの女性たちは、生活上のほかの問題への対処、とりわけ親族の世話をするために米国に戻った。暴力的なパートナー(夫)と離れて暮らすようになると、こうした女性たちは、夫たちの嫌がる、夫婦関係の改善を求めるだけの勇気を持つようになっている。元の居住国に戻っても身の安全を確保できない場合、彼女たちは米国に残る決心をしている。

## 論考

本章では、米国外の国に暮らして、夫からの暴力に対処しようと努力した女性たちの体験を紹介した。これらの女性の体験からは、主に次のような事実を確認できる。 まず彼女たちは外国で暮らしながら、ドメスティック・バイオレンスに立ち向かおうとさまざまな方法を試みている。次に彼女たちは、居住国の刑事司法機関の怠慢など、 暴力からの助けを阻む障害に直面している。こうした居住国には、これらの女性を保護する機関がほとんどない。暴力的なパートナーから逃れながらも、居住国に留まった女性たちは、別居後の身の安全が確保できていない。そしてこうした女性たちの大半は、居住国を出国し、米国の家族の元に戻って支援を受けている。

パートナーと別れる決断をする以前に、女性たちが暴力に対処するために用いた方法 については数多くの文献がある ((Brabeck & Guzman, 2008; Brown, 1997; Goodman, Dutton, Weinfurt & Cook, 2003; Liang, Goodman, Tummala-Narra & Weintraub, 2005; Wuest & Merritt-Gray, 1999)。この調査からあきらかなのは、暴力をふるうパートナーとの関 係を絶ってもそこから新たなプロセスが展開するということだ。暴力に耐えた女性たち は、当初の努力が暴力を食い止めるのに役立たないことに気づくからだ。(Goodkind. Sullivan, & Bybee, 2004を参照のこと)。女性たちの多くはまず、暴力的なパートナーに 対して、家庭内でなだめすかす、抵抗するなどの行動を起こし(Goodman et al., 2003)、 次いで外部の保護機関に助けを求めている。本調査で取り上げた女性たちは、暴力に対 処するために、多くの公的保護機関に助けを求めている。彼女たちは警察や裁判所、ド メスティック・バイオレンス・シェルター、病院、ソーシャル・サービス・プログラム などに助けを求めている。さらに彼女たちは(自由に話せる場合の話だが)暴力を受け ていることを家族に打ち明けたり、米国大使館の係官に助けを求めたり、居住国に暮ら す友人(そうした友人がいる場合の話だが)に支援を求めている。女性たちの努力は多 面的で、粘り強い。夫からの身体的暴力や脅しに対し、彼女たちは毅然と立ち向かって いる。

だがこうした努力にもかかわらず、こうした女性たちは概して、自分と子どもの身の安全の確保に協力してくれる、居住国の保護機関を活用できていない。彼女たちを守り、暴力をふるう夫を取り締まるはずの警察が、陰に陽に夫の暴力を黙認している場合もある。米国大使館には、こうした女性たちを救うためにめざましい働きをしているスタッフもいるが、支援できていないスタッフもいる。さらにこうした女性たちは、居住国の言葉を流暢に話せない、移民という立場に置かれている、居住国特有の離婚法が存在し安全が保障されないなど、さまざまな障害に阻まれている。破綻主義に基づく離婚が認められていれば、こうした女性たちは暴力的なパートナーと法的に円滑に離婚できたかもしれないが、現実には、彼女たちの多くは離婚をめぐる裁判で多大なストレスを味わっている。離婚関連の政策の効果に関する最近の調査によると、一方の意思による離婚が認められると、ドメスティック・バイオレンスや配偶者による殺害事件などは激減するという(Stevenson & Wolfers, 2006)。

本調査の対象となった女性たちは誰一人、居住国の司法制度から身の安全を確保されていない。この事実は、調査対象のサンプルに予期せぬジェンダーの偏りがあったことを示している可能性もある。こうした女性たちが居住国の警察や裁判所の保護を受けることに成功していれば、居住国から出国せず(したがって本調査のサンプルに含まれなかった)にすんだ可能性もある。居住国で暴力を受けている米国人女性に対する法的保護の役割を的確に評価することは、実りある結果をもたらしてくれるだろう。こうした研究を通じて、いずれは海外に暮らす母親と子どもの身の安全を確保する方策が明らかになるからだ。

本調査の対象となった女性のうち5人(27.7%)は、居住国で夫と別居し、離婚訴訟

を起こしている。だが夫と別れても暴力を食い止められるわけではなく、ときには、相手の暴力をエスカレートさせる場合もある。離婚後の暴力やストーカー行為は、ドメスティック・バイオレンスのなかでもとりわけ深刻な側面であると考えられている

(Tjaden & Thoennes, 1998; 2000)。暴力を受けて、シェルターに逃れた女性についての研究によれば、こうした女性の43%は、かつてのパートナーと別れて24カ月経った時点でも、そのパートナーから暴力を受けている(Fleury, Sullivan & Bybee, 2000)。この5人の女性は、居住国で、ドメスティック・バイオレンスの被害者なら誰もがとる対処策を講じている――暴力から逃れるために助けを求め、暴力をふるう夫と別れ、夫から独立して生きようと努力したのだ。だがこうした努力にもかかわらず、彼女たちと子どもたちの身の安全は確保されず、彼女たちは依然として居住国で暴力を受け、やむを得ず家族に守ってもらえる場所への引越を決意している。この女性たちの場合、その場所とは米国であった。

人が殺人を犯すほど凶暴化するリスクの要因分析を見ると、暴力をふるうパートナー や夫と別れた後に、女性がきわめて凶暴な暴力を受ける確率が高いと推測される

(Campbell et al., 2003; Campbell, Glass, Sharps, Laughon & Bloom, 2007)。本調査の対象となった22人の女性はおそらく、暴力をふるうパートナーとの離別と、夫の凶暴化との関連を調べたこうした文献のことは知らなかったはずだが、自分たちが危険に直面していることは分かっていた。どの女性たちも、自分や子どもたちが暴力をふるう夫から深刻な被害を受けかねない状況にいる、との結論に達していた。こうした状況に置かれて、彼女たちは逃走することを決意し、4人を除くすべての女性が、米国に暮らす両親や親族のもとに移住している。

こうした女性の多くは、居住国からの出国に苦労している。彼女たちのうち半数は、じっくりと時間をかけて(ときには数年をかけて)計画を立て、自分や子どもたちの身をこれ以上危険にさらすことなく、安全に脱出する方法を考案しなければならなかった。不幸にも、暴力をふるう夫から逃れるには国境を越えなければならなかったため、彼女たちはハーグ条約にもとづく裁判で弱い立場に立つことになった。夫たちはこの条約を盾に、子どもたちを居住国に返還させようとし、多くの場合、その企てに成功しているのだ。いま、我々はハーグ条約そのものにまつわるさまざまな事例をつぶさに検討し、女性たちの立場に立って、このプロセスがもたらす結果を注視していきたい。

## 第7章 ハーグ条約にもとづく裁判後の生活

本章では、ハーグ条約にもとづいて決定が下されたあと、女性と子どもたちに何が起こったかについて検証する。まず、居住国に戻った女性と子どもたちを待ち受けていた結末について調査し、次いで、米国に残った女性たちが直面した問題について論じる。こうした女性たちのうち何人かは、その後も夫から脅されたり、訴えられている。本章の末尾では、ハーグ条約にまつわる法的手続きに対し、女性たちが薦めている対処法について論じた。

### 居住国に戻った女性たちと子どもたち

12人の女性の子どもたちは、ハーグ条約にもとづく裁判の結果、居住国へ戻ることを命じられている。前章で述べたとおり、子どもたちの大半は父親の監護権の下に置かれている。以下の表 7.1 に、インタビューを行なった時点での女性と子どもたちの暮らしを示した。

表 71	居住国での女	性たちと子ども	たちの暮らし	(子が返還された 12 事例)
12 /	ルエロしいへ			

居住国に暮らし、子	米国に暮らし、子ど	居住国で子どもと同	米国で子どもと同
どもと同居していな	もと同居していない	居している	居している
V			
タマラ*	ミーガン*	エレン*	フィオナ*
ケイティー*	ケルシー*	ステファニー*	ルース*
マルタ*	オースチン*		レベッカ*
ケイトリン*			

6 人の女性が子どもの監護権を失い(子どもが居住国に戻された女性たちのうち50%)、米国に戻った3人の女性は、子どもと連絡がとれなくなっている。オースチン\*とケルシー\*は、子どもと接触ができるようにするため裁判で争い続けた。ミーガン\*は、子どもと連絡を取り続けようと何年も争ったが、子どもたちの父親が、居住国の裁判所が下した(母親の)面会権を認めようとしなかったため、精神的にも金銭的にも行き詰まり、子どもたちに会う権利を求めた裁判を続けることができなくなった。5人の女性は、居住国に戻ったのち、米国の裁判所から監護権の継続を認められるか、居住国での裁判を通じて、監護権を取り戻している。2人の女性は、居住国の司法当局の許可を得て、子どもを連れて米国に戻っている。また1人の女性は裁判所の許可なく、子どもを連れて米国に戻っている。

#### 居住国へ戻ってからの暴力と経済的苦境

12人の女性たちは、監護権獲得と、連絡や面会に向けた努力のほか、以下の3点について報告している。(1)居住国の父親のもとに戻ってから、子どもたちが暴力を受けたかどうか。(2)女性自身、居住国に戻ってから、再度、暴力を受けたかどうか。

(3) 居住国に戻って暮らし始めてから、女性たちが直面した経済的苦境。

**帰国後の児童虐待** タマラ\*とケルシー\*、ルース\*は、いずれも、現在、監護権を持つ 父親から子どもたちが暴力を受けていると報告している。この3家族の子どもたちが 直面する状況の一例として、タマラ\*は、居住国に戻った子どもたちが深刻な暴力に遭 ったことを報告している。

一番上の娘は、(父親と)何度も喧嘩をしました。(…)そして(…)警察が来ました(娘が通報したのです)。娘は一度、首に傷とあざを負って入院しています。それで父親は警察への対応や病院への見舞いに嫌気がさし、娘を家から追い出しました。

私はほっとしました。こうして娘を取り戻せたのです。監護権を手に入れたのです。娘は(…)ほぼ2年間、私と一緒に暮らしています。父親にはまったく会っていません。それでも私はほかの子どもとは、月に4日間と4時間、会えるので、車で迎えにいくときには顔を合わせています(…)。とても残念なことです。子どもたちはいつも…特に息子はいつも怯えて暮らしています。しょっちゅう私に電話をしてきます。父親に殴られたり、大声でののしられたり、殺すと脅されたり、のろまと言われたりするからです(…)。子どもたちはとても怯えています(…息子は…)いつも「父さんに殴り殺されたらどうしよう」と言っています。

タマラ\*の子どもたちは、タマラ\*が子どもたちを連れて米国に戻る決心をする以前に増して激しくなる父親による精神的暴力を受けていた。タマラ\*が子どもたちを連れて居住国を出国する以前から、家族みんなが父親を恐れていた。そのため母親のタマラ\*は子どもたちの1人と同じ部屋で寝起きするようになり、父親の常軌を逸した行動から身を守るため、夜になると家族全員が部屋に鍵をかけるようになった。ハーグ条約にもとづいた申請によって、タマラ\*の父親のもとに連れ戻された際、3人の子どもたちのうち2人は、父親から身体的暴力を受けたと報告している。こうした身体的暴力に加え、彼女の息子は父親に殺されるのではないかと思うほど不安を募らせた。タマラ\*は居住国の裁判所で2年間、子どもの監護権をめぐって争った。米国の裁判所がハーグ条約にもとづいて子どもたちの居住国への返還を認めていたため、タマラ\*の夫は彼女を「誘拐犯」に仕立てることができ、彼女は裁判で苦戦を強いられた。

またルース\*とケルシー\*も、裁判所の命令で子どもたちが元の居住国に住む夫に返還されると、以前と同じように暴力を受けたと述べている。ルース\*は、夫から長年にわたって身体的暴力を受けたすえに、なんとか逃走し、米国に戻った。彼女が米国に戻ると、夫はハーグ条約違反のかどで彼女を訴え、子どもたちは結局、元の居住国に住む夫へ返還された。父親の監護権の下に置かれると、子どもたちは暴力の標的になった。

こうしたケースは、ドメスティック・バイオレンスの加害者である父親のもとに子どもたちを返還した場合によく起きる事態を示している。タマラ\*とルース\*は夫から身体的暴力を受けたが、彼女たちが居住国からの出国を決意する以前、夫は子どもたちには暴力をふるっていない。ただしどちらの夫も家族に対して精神的な恐怖心を与えている。こうした父親たちは、子どもたちが自分の住む居住国に戻ってくると、直

接的な暴力をふるうようになった。だが今のところ、こうした子どもたちは母親から 日常的なサポートや保護、支援を受けられずにいる。

居住国への帰国後の、女性たちに対するドメスティック・バイオレンス 子どもたちにたいする暴力に加え、4人の女性たちは、居住国に戻ってから新たに夫から暴力を受けたと報告している。エレン\*は、ハーグ条約にもとづく裁判ののち、子どもたちと一緒に元の居住国に戻り、夫との関係を修復しようとした。夫婦は1年間ふたたび同居し、彼女はこの間に新たにもう1人子どもを産んだ。この子どもが生まれたあと、夫の暴力がエスカレートするようになったため、彼女は離婚を申し立てた。私たちが一番最近、彼女の話を聞いたとき、彼女は子どもたちを米国に連れ戻そうと係争中だった。米国には子どもたちの世話を手助けしてくれる彼女の親族がいる。

フィオナ\*の子どもたちは、まだ幼いときに、米国市民だが外国に暮らす父親のもとに返還された。当初、この夫は彼女が子どもたちと面会するのを許さなかったが、数週間後、一番下の子どもがまだ母乳が必要という理由から、裁判官は子どもたちを彼女の養育下に戻すよう命じた。以前の居住国に戻ると、フィオナ\*と子どもたちの状況は急速に悪化した。彼女はこう述べている。

(米国の裁判官は)暴力をふるわれる可能性のある状況に私を送り戻したのだと思いまし た。私は保護を受けることもできず、相談できる弁護士もなく、お金もありませんでした。 何もない状態です。どこへ行けばいいというのでしょう? (…また夫は)私のパスポート を無効にしてやると、私の友人に語っていました(…)。(居住国に)戻って、夫にパスポ ートを無効にされたら、パスポートを持たない人間になるのではないかと不安になりまし た。でもこれは夫の脅しにすぎませんでした(…住むところがなくなったので)友人が私を 車で、隣村にあるドメスティック・バイオレンスのシェルターまで連れていってくれました (…)。そこで8カ月間暮らしました(…)やがてあるとき、またしても夫が、私が地下室に 押し入り、夫の書類を盗んだといって私を訴えたのです(…)警察が私の部屋を捜索し、 この書類を捜しました。こうして、夫は(…)このシェルターの住所を突き止めたのです。 それから夫は…ストーカー行為をするようになりました。私は恐ろしくなりました。(…私の 友人が)シェルターの前に夫の車が止まっているのを目にしました。夫は通りの先で(友 人の 1 人を) 車から降ろしました。 (…) そこで私が子どもたちを連れて、歩いてシェルタ ーに戻ろうとすると、私の友人が私たちを止めました。彼女は「今すぐ車に乗って」と言い ました(…)。 そして「あなたの夫に居所を知られたわ」と言うんです。 これを聞いて恐ろし くなり、いてもたってもいられなくなりました。夫は私の居所をかぎつけ、このゲームを始 めたのです…夫が何をたくらんでいるのか分かりません(…)私は裁判官にこう言いまし た。「夫は養育費を支払っていません。今、失業中なんです(…)私は将来、米国で暮ら します。米国市民なんです。子どもたちも米国人です。私の肉親も米国に暮らしていま す」(…)裁判費用は(居住国の)納税者にとって、とても高くつきました。(裁判官は)つ いに、もう十分でしょうと言って、私と子どもたちに送還命令を出しました。(…)夫は、私 たちが出国してことを知ると、(私たちが米国に戻ったのち)ハーグ条約にもとづいて再 度私を訴えたことを通知してきました。

この証言でフィオナ\*が述べているように、彼女は頼りになる支援を受けることができず、幼い子ども育てていたために、居住国で働くこともできず、彼女の夫は養育費を支払っていなかった。結局、彼女は子どもを連れて、ドメスティック・バイオレンスのシェルターに移り住んだが、夫は彼女の居所を突き止めると、ストーカー行為を始めた。それから8カ月後、居住国の裁判所の裁判官は、彼女と子どもたちに米国への退去を命じた。彼女たちが米国に戻ると、夫はハーグ条約を盾に、子どもたちを居住国に返還させようとしたが、今回は当の居住国から(米国への)退去命令が出されていたため、これは成功しなかった。フィオナ\*の事例からは、女性と子どもたちの帰国がいかに複雑な事態であるかが分かる。ケイティー\*も、居住国に戻ってから、新たに(夫に)ストーカー行為をされ、脅されたと報告している。オースチン\*も、娘の監護権を裁判で争うために居住国に戻った際、新たにドメスティック・バイオレンスを受けたという。彼女の夫は、彼女に会わせるために娘を連れてくるよう命じられていたが、命令に従わなかった。オースチン\*が、夫の住むアパートの外で夫と対峙すると、事態は次のように展開した。

(娘は)緊張した様子を見せ始めました。分かるでしょう、私たちが言い合いを始めると思ったのです…そこで私は娘のそばへ行き、慰めてやりました。次の瞬間、覚えているのは自分が地面に倒れていたことです。夫が私を殴ったのです。いきなり殴りつけたのです。私は立ち上がり(…)殴り返そうとしました。あまりにひどい仕打ちだと思ったからです。理解などできません。夫は子どもを取り返しているので、好きなように私に暴力をふるえると思っているのです。それまでは、部屋のなかでは子どもを虐待していたのです。(娘を)手に入れた今、夫はやりたい放題できます。私はその晩、目の回りに黒いあざをつくって警察へ行きました。夫は「好きにしろ。俺は平気だ」と言いました。(…心理学者は)娘にインタビューをしました。(私の元夫は)娘に「けんかを始めたのはお母さんのほうだ」と言うよう教えていました。(心理学者は)裁判所に次のような書類を提出しています。「この子にその点について訊くと、彼女は詳しく語り始めました。どうやってすべての経緯を知ったのか、と訊ねると、彼女は『父さんからそう言えと言ったから』と答え、『父さんがあんな風に母さんを殴り続けたら、母さんが死ぬんじゃないかと思って、本当に恐ろしかった』と語りました」

こうした状況のなか、オースチン\*の元夫は誰はばかることなく彼女に身体的暴力を ふるい続けた。オースチン\*の娘はこうした暴力を目の当たりにして、母親が父親の暴力のせいで死んでしまうのではないかと恐れた。残念ながら、この情報だけでは、父親の監護権を変更することはできなかった。体調を崩したため、オースチン\*は娘を居住国に残して米国に帰国した。彼女の夫は、母親と面会させるために娘を米国に連れてくることになっていたが、オースチン\*が父娘の渡米用の航空券を購入したあと、夫は娘を連れてくることを拒否した。オースチン\*は今も、居住国で監護権を勝ち取ろうと係争しているが、体調不良が自分の不利になるよう利用されているため、監護権は獲得できないのではないかと思っている。今回のインタビューの時点で、彼女は1年以上も娘に会っていなかった。

この 4 つの事例から、女性たちのうち何人かが、居住国からの出国に先立ち、同じ

ような状況に直面していることが分かる。つまり、夫婦関係を解消しても、夫からの暴力は終わらないのだ。こうした女性たちにとって、子どもを連れて居住国に戻るということは、またも夫からの暴力を受けることを意味していた。オースチン\*が語っているように、米国の裁判所が子どもを居住国に、それも多くの場合、父親のもとに返還するよう決定を下すと、暴力をふるう夫は、これを妻への暴力の「解禁」ととらえるのである。司法手続きが女性の身の安全を考慮していないため、男たちは女性に暴力をふるい続ければ咎められるとは考えなくなるのだ。

**経済的な苦境** ハーグ条約の申請が認められ、子どものいる居住国に戻った女性たちのうち数人は、居住国で生計を立てるのがきわめて難しいと報告している。上に紹介したフィオナ\*の体験からは、居住国で夫と別居しながら子どもを育てることの難しさが伝わってくる。

第5章の、安全な暮らしを阻む障壁の項で述べたように、女性たちの多くは移民という立場に置かれているため、仕事を見つけるのに苦労している。ステファニー\*は、夫から度重なる身体的暴力——彼女だけでなく、思いがけず子どもまでがこの暴力の犠牲になった——を受けたのち、米国に逃げ戻った。裁判官は、子どもを居住国に返還するよう命じたが、子どもが父親のもとに戻されたら再び暴力を受ける可能性があると考えて、ステファニー\*が主たる養育者の地位に留まると定めた。居住国に戻ったステファニー\*は、次のように報告している。

(当初は)以前、一緒に働いていた同僚の紹介で(…)、この2人の女性と暮らすことがで きました。ところが夫が「俺に居場所を教えないなら、警察に通報して、さまざまな罪状で お前を訴えてやる」と脅し始めました。実際、当時、夫はその気になれば(…)警察を動 かすことができました。一緒に暮らしていた女性たちは心底怯えてしまい、私は「もめごと は困ります。あなたのことは気の毒に思うけれど、ここから出て行ってほしい」と言われま した。それで、夫に脅されてから4日後、私たちは住むところを失いました。所持金は50 ユーロもありませんでした。(…)私はバッグを抱えて米国人の教会を訪れ、「助けてくだ さい」と言いました。教会の人たちは私の願いを聞き入れ、教会のなかに入れてくれまし た。教会の人たちは5日分のホテルの宿泊費を払ってくれました。(…)こうして私は両親 に連絡がとれました。その後、両親がお金を払って、小さな(部屋)を借りてくれました。 私は滞在許可証を持っておらず、さしあたっては旅行者の身分なので、仕事に就くこと ができません。(米国の裁判官には)こうした事情をすべて説明しましたが、彼女は動じる ことなく、私にこう告げました。「私がこの司法の長を務めている今、世界各地、とりわけヨ ーロッパには、あなたに救いの手を差し伸べてくれる、すばらしいキリスト教の組織が数 多くあります。そして(あなたの居住国は)、あなたのような立場に置かれた人々にたくさ んの支援を提供してくれる国のひとつだと思います」。(…)私も自分で調べていたので すが、誰に話を聞いても「あなたのことは、政府も、どんな組織も助けてはくれない。あな たはこの国の人間でもないし、難民でもないからだ」と言われるだけでした。裁判官には こうした事情を説明しました。米国大使館が私の弁護士に宛てた電子メールも提出しま した。メールには、私が難民でも、市民権を持つ人間でもないので、いかなる支援も受け ることができないと書かれていました。それでも(裁判官は)こうした事情には配慮しませ

んでした(…)こうして、私たちはいま、(この居住国に)暮らしています。(…)夫は私の滞在許可証についても(子どもの支援についても…)助けてはくれません。私たちは健康保険もなく、健康面でなんの保護も受けられません。私は両親からの送金で暮らしています。両親は、食費や家賃用にわずかばかりのお金を工面して送金してくれています。

ステファニー\*の置かれた状況からは、居住国に戻った女性たちの多くが直面する困難が如実に伝わってくる。自ら語っているように、法的に労働を認められていない彼女は、この居住国で自立して暮らすことができない。彼女の夫は子どもの養育費を払っていないし、彼女には居住国の政府から支援を受ける資格がない。その結果、彼女の両親が毎月、家賃と食費としてわずかな金額を送金している。ステファニー\*はこのわずかな送金と、支援してくれる教会から寄付してもらっている食料とで生活している。彼女が弁護士から聞かされた話によれば、彼女の夫は子どもの養育費を支払わないようにして、彼女が息子を残して米国に帰国するほかないよう仕向けるつもりなのだという。このインタビューを行なった時点で、彼女は、こうした環境のもと、居住国に留まって、息子の監護権と米国に帰国する権利を獲得しようと努力していた。

父親のもとに子どもを戻したために、12人の女性のうち7人は、ハーグ条約にもとづく申立により居住国へ強制的に返還された子どもたちともども、再び身体的暴力を受けている。しかも、こうした女性たちの多くは、居住国に暮らしながら、状況を打開しようと法廷闘争を続けており、経済的に困窮している。

## 米国に留まった女性とその子どもたち

10件の事例では、夫がハーグ条約にもとづいて訴えを起こしても、子どもたちは居住国に返還されなかった。米国に留まった女性と子どもたちは、おしなべて3つの状況に至っている。(1)暴力をふるう元夫との連絡を絶つ(3家族)、(2)以前は夫が握っていた監護権と面会権を解消する(4家族)、(3)依然として夫から訴訟とドメスティック・バイオレンスを受ける(4家族)。きわめて困難な状況に直面したのは、3番目のグループであり、以下、このグループの実態を詳細に検証する。

この第3グループに属する4家族の場合は、監護権と面会権の問題が解決されておらず、夫は依然として女性を直接に脅し続け、子どもを取り戻すためにさらなる訴訟を起こしている。ジェニファーは、離婚から数カ月、数年経っても、しつこく女性にいやがらせを続ける男の例を報告している。以下のできごとは、離婚が成立した6カ月後、ハーグ条約にもとづく夫の申請が却下されてから約1年後に起きたものだ。

それは離婚後のことで、夫は(別の国に)暮らしていました。覚えているのは、夏だったということです。夫は…私たちを脅し始めました。夫が酔っ払って電話をかけてくると(…)、私は震え上がりました。神様助けてください、夫が酔っ払って電話をかけてきました。真夜中でした。(…)夫が箱を送ってきて、中には(…)私がどこかに脱ぎ捨てていたらしい服が入っていました。(涙声で)ただもう恐くて。(…)私は警察に通報し、どうしていいか分からない、と言いました。(…)私は家の金庫にしまっておいた、緊急用の現金を取り出し、(警官たちに)「ここにいてもらえませんか? (涙声で)お金は払います」と言いました。それから家の中に戻るとお金を取り出し、それをテーブルの上に置いて「ここにいてもら

えますか?」と訊ねました。とにかく、警察官たちの対応は立派でした。彼らは「奥さん、お金はしまってください。もちろん、我々はここにいてあげます」と言って、家に残ってくれたのです。彼らは私が寝ているあいだ、電気を全部点けて、ひと晩中、家にいてくれました。(…)(夫のいる国に)電話をしてみて、裁判官が基本的に接近禁止命令と保護命令を認めていることを知りました。それに夫がその国からかけてきたように見せかけて、私に電話をかけ、脅している事実も認めてくれていました。当局はこの正規の保護命令を入手すると、警察に夫を捜査させ、見つけると、保護命令を見せました。翌日、夫は飛行機に乗り、国外退去というのでしょうか――出国しました。当然の報いだと思います。

ジェニファーは以前の居住国で、元夫から数回にわたってひどい身体的暴力を受け、治療が必要なほどのけがを負った。とりわけひどい暴力を受け、元夫が彼女と生後 3日の子ども、そして 3歳の子どもを家から追い出したので、彼女は米国に逃げ戻った。しかも彼女が米国に戻って生活を立て直し、ハーグ条約による子の返還申請に対する抗弁が通り、離婚を勝ち取ったあとも、彼女は元夫からの脅迫と闘わなければならなかった。ジェニファーの事例は、妻にたいする夫の露骨ないやがらせの最たるものだ。ほかの 3人の女性は、子どもの養育権や面会権をめぐって、長い法廷闘争を闘ったと述べている。

ハーグ条約にもとづく裁判が女性の勝訴に終わったとしても、必ずしもその女性が 安心して暮らせるようになるとは限らない。以下に紹介する 2 例の証言のなかで、ケ ンドラとパメラは、つねに不安感につきまとわれて暮らし、先行きの見通しが立たな いと語っている。

結局、この状態はいつまでたっても終わらないように思います。そして、そのことを分かっていなかったと思います。今でも正しい決断をしたと分かってはいますが――この体験で、私の人生が文字通り一変してしまうとは思ってもいませんでした。息子は、学校も卒業し、幸せに暮らしています。でも、私の人生は一変しました。このごたごたが始まる前に、私が思い描いていた人生は、何一つ残りませんでした。(ケンドラ)

このままではだめだ、どうやったら幸せになれるんだろう、という状態でした。誰かが死んだときのようでした。こんなふうに説明しました。「お医者さんがやって来て、『あなたの胃に腫瘍が見つかりました』と告げる様子を想像してみて。腫瘍が悪性のガンなのか、そうでないのかどうかは分からない。でも事態を直視したくはないのです。できないことはないけれど、その気になれないのです。ただじっと、何年も時が過ぎるのを待っているのです。でもおそらくはいつか、それはガンになるかもしれないし、あるいはガンにはならず、私は生きのびるかもしれません。それでも腫瘍は消えません。私にとってハーグ条約とはそういうものです」(パメラ)

ケンドラは、ハーグ条約にもとづく申請に至る一連のできごとと、判決が下りてから延々と続いた法廷闘争(インタビューの時点ですでに 4 年以上経っていた)によって、時間の流れが止まってしまった感覚をもつようになった。以前の暮らしや思い描いていた家族に囲まれた暮らしは、この一連のできごとによって失われてしまった。

パメラも、誰かが死んでしまったように思ったと述べている。だがパメラは、ハーグ 条約にもとづいて夫が起こした訴訟がなかなか解決しないことで、致命的なガンを抱 え込んだような不安感に苛まれていると語っている。いつか裁判が再開されたら、自 分が立て直した生活が破綻するのではないかとも思い、また裁判は再開することなく 1年の期限を過ぎ、もうあれこれ夫に悩まされずに済むのではないかとも思うという。 つらいのは、どちらの結果になるか分からない、不安定な状態だ。

### 女性たちからの提言

本調査の対象となった女性たちの多くは、暴力を受けたほかの女性たちがハーグ条約にもとづいて米国で裁判に巻き込まれた際、直面する状況をどう改善すべきか、いろいろアイデアを持っている。彼女たちが語った提言を7つのカテゴリーに大別し、表7.2 にまとめた。ほかの女性たちに向けられたこれらの提言のなかには、ドメスティック・バイオレンスを受けた場合の一般的な対処法もあれば、居住国への移住を決意し、やがて居住国からの出国を決意するまでに至るさまざまな段階での留意点もある。またハーグ条約にもとづく米国での法廷闘争で、弁護士と連携して法的保護を強化する方法も紹介されている。

どの女性の提言も、自らの体験によるものだが、概観すると、こうした提言からは、自分と子どもたちの身の安全を確保しようと努力した際に彼女たちが味わったさまざまな苦悩が読み取れる。結局この女性たちは、こうした経験を通じてひとつの事実についてじっくり考えるようになったのだ。それは、外国から配偶者を選ぶということが、単に個人の決断ではなく、国際協定で結ばれた2つの国に根ざした複雑な法律の体系につながっているという事実だ。女性たちはジレンマに陥っている。パートナーからの暴力に対処するという、きわめてつらい問題を解決しなければならず、しかも居住国でも米国でもろくな救済策がない状況のなかで解決を求められているのだ。本調査の対象となった女性たちが、自分と子どもたちの身の安全を確保するために、もっぱら米国に暮らす家族を頼っているのにたいし、夫たちは両国の司法制度を活用して、家族から取り残された父親の擁護を訴えている。調査の対象となった女性たちは、こうした現実を踏まえ、似たような境遇にあるほかの母親たちにたいし、できるだけ入念な計画を立てて事態に対処するよう助言している。彼女たちは、母親が子どもを連れて逃げた場合、司法制度が父親の味方をすることを理解しているからだ。

### 表 7.2 母親たちからの助言と提言

一般的助言	<ul> <li>ドメスティック・バイオレンスは心理的な問題ではないことを理解すること──あなたがおかしいわけではない!</li> <li>子どものためにくじけないこと。気をたしかに持ち、子どもたちのために闘うこと。</li> </ul>
	<ul><li>● 夫からの暴力を我慢することはない――別れることはできる。</li><li>● 孤立しないように、ドメスティック・バイオレンスについて相談できるほかの母親を見つけること。</li><li>● 解決までの道のりでは何度も恐い思いをすることを覚悟しておく</li></ul>
	こと。 ● 信念を貫くこと。 ● 道のりは険しいが、決して諦めないこと!
米国を出国する前 に	<ul><li>◆ 夫が暴力をふるいそうになる兆候を知っておくこと。</li><li>◆ 子どもを連れて他国へ移住する場合、法的にどのような立場に置</li></ul>

かれるか調べておくこと。 ● 居住国では、家族の誰ひとりとしてその国の市民ではなくても(た とえば、全員が海外に居住する米国人の場合)、ハーグ条約が適応 されることを知っておくこと。 ● 子どもが米国市民であっても、居住国の法律の拘束を受けること を理解すること。 ● ドメスティック・バイオレンスを受ける状況にいると思ったら、 子どもはその国に連れていかないこと。 ● 結婚生活に問題が生じていると感じたら、その国には行かないこ と。行かざるを得ない場合は、帰国用の航空券を確保し、帰国プ ランを米国で立てておくこと。 ●できれば、自分と子どものパスポートは手元に置いておくこと。 居住国で ●暴力を証明する書類はどんなものでも保管しておくこと。 ●米国大使館に行き、助けを求めること――少なくとも、弁護士を見 つけてもらうよう依頼すること。 ●居住国のドメスティック・バイオレンス対策機関(もしそうした機 関があれば)に連絡すること。こうした機関が助けになってくれず、 書類しか発行してくれなくても相談してみること。 ●出国する必要がありそうだと気づいたら、すぐに弁護士か法的代理 人を見つけること。 ●警察への通報は、慎重に判断すること。ただし生命の危険がある場 合は、警察に駆け込んで構わない。 ◆弁護士や大使館の言うことの裏をとること。許可なく出国できると 言われたら、特に注意が必要。 ●子どもの監護権を持っていても、居住国から出国できる法的権利は 与えられない場合があることを理解しておくこと。 ●出国前に、居住国での裁判を体験してみること。 帰国を決意した場 ●出国するしかないと決意したら、入念に計画を立て、できればほか 合 の人間の助けを借りること。 ●逃げ出す場合、とりわけ夫の知らない場所へ逃げる場合、くわしい 計画は誰にも話さないこと。 ●場合によっては、「闘うか、逃走するか」どちらかの状況になるこ とを心得ておくこと。生きのびるためには、逃げ出すほかない場合 もある。 ●できるかかぎり「ひとりきり」の時間を利用して、計画を立てるこ と。 ●出国するとなったら、すべてを失う覚悟をすること。 ● 自分と子どもの身の安全のために、あなたに出国する権利がある 米国の弁護士 と信じている弁護士を見つけること――出国したのは間違いだっ たと思っている弁護士は避けること。 ● 夫の弁護士が問いかけてきそうな質問を、事前にあなたの弁護士 に確認してもらうこと。 ● あなたの弁護士が手間暇をいとわずハーグ条約について調べてく れるかどうか、ハーグ条約をめぐって暴力を受けた母親を助けた 経験のあるほかの弁護士に相談してくれるかどうか、確認するこ ◆外国人女性と、法廷通訳とのやりとりについて事前に打ち合わせ をしておくこと。 ● ドメスティック・バイオレンスの立証方法、(目撃証言など) 証拠 の入手方法を弁護士に教えておくこと。 ● ハーグ条約および他国で暴力を受けた女性が直面する問題につい 米国の裁判所

て、弁護士と裁判官を教育すること。

- ●子どもを元の居住国へ返還する場合、裁判官は子どもの身の安全 を確保できる明確なプランを立案すること――子どもたちを父親 のもとに戻せばそれで安心とは考えないこと。
- アンダーテイキング (undertakings) は両国においてなされなければならず、また、強制力が伴わなければならない。子どもを元の居住国に返還する前に、父親は「アンダーテイキング」への取り組みを示さなければならない。
- ◆女性に弁護士費用を要求しないこと。女性に特別な費用を負担させないこと。
- ハーグ条約にもとづく裁判では、きちんと訓練を受けた裁判官や 弁護士を立てて、独立した裁判を開くこと。
- ●子どもたちの身に今後どんな事態が起こるかを考える場合、裁判 官はドメスティック・バイオレンスの可能性を考慮しなければな らない。

# ハーグ条約にもと づく裁判全般

- ハーグ条約の条項に、出国の正当な理由としてドメスティック・ バイオレンスを加える必要がある。
- 自らの意思に反して、居住国に移住したり、滞在したりすること を強制されている女性がいることを認める。
- ハーグ条約には、子どもたちが居住国に返還されたら、危険にさらされる可能性がある女性に配慮した条項を付け加えるべきだ。
- 国家レベルおよび国際レベルで、裁判官として、弁護士として、 政治家としての女性の意見を法制度に反映させる必要がある。
- 子どもの言い分を聞く。

### 論考

女性と子どもたちは、居住国に戻ると、きわめて過酷な状況に直面する。子どもが元の居住国に返還された家族のうち 7 家族(58.3%)の母親は、父親から再度、暴力を受けているし、以前は父親の暴力の標的ではなかった子どもたちも、暴力の直接の対象になっている。各国の裁判所は、ハーグ条約にもとづく裁判中に女性が受けるドメスティック・バイオレンスの深刻さを認識せずに子どもたちを元の居住国に返還し、重大な暴力のリスクが潜む状況に追いやっている。こうした家族のうち 3 家族で、このリスクが現実のものになっている。ハーグ条約は子どもたちの居住国への返還が与える影響を考慮したものではないが、こうした状況に置かれた母親たちの、安全を求める正当な要求が司法の場ではまったく考慮されていない事実を隠蔽する隠れみのになっている。

ハーグ条約にもとづく裁判判決の影響を被ったのは、返還された子どもたちを追って居住国に戻った母親たちだけではない。子どもたちを米国に在留させることに成功した母親たちも、自分や子どもたちを傷つけようとする、暴力をふるう(元)夫から依然として脅され、深い恐怖を味わっている。居住国内であれ、別々の国家間であれ、元夫の執拗な暴力は、別居や離婚では終わらない。この事実は社会科学の豊富な文献によって裏づけられている(Brownridge, 2006; DeKeseredy, Rogness & Schwartz, 2004)。